

広川町農業委員会

第 15 回総会議事録

令和 3 年 10 月 5 日

# 広川町農業委員会第 15 回総会議事録

令和 3 年 10 月 5 日広川町農業委員会第 15 回総会が福岡八女農協広川地区センター2 階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法第 18 条 6 項の規定による通知
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 非農地証明に関する件
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
議長	大 石 義 勝	6	馬 場 敦 子
会長代理	古 賀 秀 之	7	渡 邊 和 江
1	中 村 和 浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 崎 義 史
3	山 村 佳代子	10	稲 員 雅 史
4	梅 本 康 孝	11	野 田 光 浩
5	丸 山 敬二郎	12	渡 邊 鉄 也

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
—	田 中 秀 典	8	弓 削 和 幸
2	重 野 秀 夫	—	船 越 誠 治
3	鹿 田 勝 師	—	野 田 隆 文
4	萩 尾 喜久夫	—	山 下 淳
	丸 山 和 幸	—	中 島 和 彦
—	馬 場 啓 介	13	牛 島 信 二
—	中 島 康 則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博  
会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告、並びに出席委員が過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 2 件、議案第 1 号 11 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 1 件、第 5 号 1 件、第 6 号 79 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、1 番 中村和浩 委員、10 番 稲員雅史 委員を指名し審議に移ります。報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知順位 1 から順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字 水原 4 筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：農地売買により解約する旨説明。順位 2 大字水原 2 筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：農地売買により解約する旨説明。順位 3 大字 長延 1 筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：農地中間管理機構に貸付することにより解約する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位 1 から順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。報告事項 2 農地法第 18 条 6 項の規定による通知順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字 水原 2 筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合により解約する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について順位 1 から順位 8 について一括審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 水原 5 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 2 大字 水原 2 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 3 大字 水原 3 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 4 大字 水原 1 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 5 大字 水原 1 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 6 大字 水原 2 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 7 大字 水原 2 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買 順位 8 大字 水原 1 筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 理由 耕作困難により売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

2 番 重野秀夫 推進委員 譲渡人の方達は後継者がいない為、農地の管理が困難ということですので■■■■さんに譲り渡したいということですのでよろしくお願いします。尚譲受

人の猪口さんは、取得後は栗を植栽されるということです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1から順位8について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田光浩 委員 申請地は一体になっているんですか。

2番 重野秀夫 推進委員 一体になっています。

議長 順位1から順位8について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1から順位8について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とし次に進みます。順位9について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位9 大字 長延 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：使用貸借権の設定

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾喜久雄 推進委員 申請地は先月の総会で許可された農地で譲渡人の■■■■さんが農業者年金を受給されておりますので、後継者である■■■■さんに使用貸借権の設定をされるということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位9について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位9について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とし次に進みます。順位10について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位10 大字 太田 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8番 弓削和幸 推進委員 申請地は何も作付けておらず現在荒地となっており、取得後は整備されて茶を植栽したいということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 10 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 10 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とし次に進みます。順位 11 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 11 大字 藤田 2 筆、譲受人：■■ ■■■、譲渡人：■■ ■■■ 契約の種類：売買

議長 本日は、申請人の■■ ■■■さんに総会への出席をお願いしておりますので説明を受けたあとで審議をおこないます。

申請人 ■■ ■■■、行政書士■■ ■■■着席

議長 申請人の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。今後の営農計画についてご説明をお願いします。

行政書士 ■■ ■■■ 今回、申請地する農地については当初少ない面積にジャガイモを作付けし 2 年目、3 年目と徐々に栽培面積を増やしていく計画です。機械については建設業をされておりまして重機等を使い現在荒れた申請地を耕起し耕作される計画です。また、社内には農業している従業員もおりますので農作業を手伝ってもらうようにしております。

議長 順位 11 について質問意見等ありましたらお願いします。

12 番 渡邊鉄也 委員 申請地の農振の区分は何でしょうか。

事務局 農用地になっています。

5 番 丸山敬二郎 委員 隣接農地との段差があるようですがどれ位あるんですか。

■■ ■■■ 約 5m 位あります。

2 番 中村正明 委員 新規に農業をされるということですが将来は農業を主とされる計画ですか。

■■ ■■■ 建設業が主であります。祖父が農業をしておりましたので、何らかの形で農業に携わっていきたくて思っています。

2 番 中村正明 委員 農地の管理荒らさずにしっかりしていただくようにお願いします。

■■ ■■■ はい、わかりました。

11 番 野田光浩 委員 建設業をされているということですが、農業は従業員の方主になされるんですか。

■■■■ 私を含め、従業員と一緒に農業をしていきたいと思っています。

11 番 野田光浩 委員 従業員は何人おられるんですか。

■■■■ 20 人位雇用しています。

11 番 野田光浩 委員 建設業ということですが、業種は何をされているんですか。

■■■■ 土木業をやっています。

7 番 渡邊和江 委員 申請された農地の灌水はどのようにされるんですか。

■■■■ まだ、具体的には考えていません。

7 番 渡邊和江 委員 農作物を栽培するには、灌水が大変大事ですので気をつけてください。

■■■■ はい、わかりました。

10 番 稲員雅史 委員 土木業も大変忙しいと思いますが、■■■■さんがはたして片手間に農業ができるのか心配しておりますが。

■■■■ 土木業を始めたばかりのときは大変忙しかったんですが、今は従業員も増えて時間に余裕が出来てきましたので農業にも従事できる時間も十分あります。また、子供達にも農業を体験させたいと思っています。

議 長 他に申請人に対して質問意見等はありませんか。

委員質問意見等なし

議 長 質問意見等もないようですので申請人の方につきましては退席をお願いします。

申請人■■■■、行政書士■■■■退席

議 長 順位 11 について担当推進委員さんの説明をお願いします。

13 番 牛島信二 推進委員 先程申請人の方から説明されたとおりで、申請地は丸山委員も言われたとおり段差があり法面が大きい農地で現況は雑草が生い茂っていますので重機を使って耕作出来るように整地されるということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 11 について質問意見等ありましたらお願いします。

3 番 鹿田勝師 推進委員 土木業をされているということで、将来申請地が産業廃棄物置場になることを心配しているんですが。

事務局 産業廃棄物の処理については、法律で厳しく制限されておりますのでそのようなことはないと思います。

議 長 順位 11 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 11 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とし次に進みます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について審議いたします。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 広川 2 筆、申請人：■■■■ 申請理由：農地改良行為（盛土・一時転用）地区担当最適化推進委員欠席のため申請については、雨水も溜桝を設置し放流することで地元の水利承諾も取られており何ら問題はない旨事前に説明を受けていることを報告。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 委員 水利承諾は、どこから取られているんですか。

事務局 木峠水利組合から承諾を取られています。

古賀会長代理 農地改良後は何を栽培される計画でしょうか。

事務局 レモンを植栽される計画となっております。

5 番 丸山敬二郎 委員 盛土の量はどれ位されるんですか。

事務局 8,000 m<sup>3</sup>の土砂により盛土される計画となっております。土砂の盛土については、農地法等の適用を受けない盛土についても県の土砂埋立て条例についても規制されていることを申し添えます。

議長 順位 1 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 広川 1 筆、譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：一般住宅用地 地区担当最適化推進委員欠席のため申請については、上下水道も整備され隣接農地との同意も受けており何ら問題はない旨事前に説明を受けていることを報告。

議長 順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とし、議案第 4 号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字六田 1 筆 申請人：■■■■ 現況は砂利敷きで農地として耕作困難の状況であることを説明

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。担当委員の説明をお願いします。

3 番 鹿田勝師 推進委員 事務局から説明がありましたとおり申請地は農地として耕作できない状況ですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 委員 農地として耕作できなくなった状況について説明をお願いします。

事務局 申請地は以前、貸家建設として転用許可を受けていましたが建設が困難となり現在に至っています。

議長 順位 1 について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とし次に進みます。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 大字吉常 他 41 筆 始期が令和 3 年 11 月 15 日からの利用権設定であることを説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

古賀会長代理 更新時に前の契約者が亡くなっていた場合は、相続人で利用権設定できるのでしょうか。

事務局 相続登記ができていない農地については、相続人の過半数の同意があれば利用権設定ができることになっています。

議長 他に質問意見等ありましたらお願いします。



委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。議案第 5 号について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之 以上をもちまして、第 15 回農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。